

田無総合福祉センター内の就労継続支援B型事業所 運営事業者募集に関する質問と回答(令和7年7月17日)

質問項目	質問内容	回答
受け入れ障害種別について	「4 応募の条件」(2)現在の利用者と引き続き契約を締結すること、とあるが、これはつまり、現在の事業所が受け入れている障害種別(精神障害・身体障害・知的障害・発達障害・高次脳機能障害)を継続して受け入れることを求められていると解釈してよいのか。	現在の利用者が法人の変更により行き場を失うということがないよう、継続しての契約締結をお願いしております。事業として受け入れ障害種別に指定はありません。
送迎の実施について	「4 応募の条件」(2)現在の利用者と引き続き契約を締結すること、とあるが、現在の利用者の利用継続に必要不可欠であるため、送迎サービスは実施必須であると解釈してよいのか。	現在の利用者が法人の変更により行き場を失うということがないよう、継続しての契約締結をお願いしております。事業として送迎サービスの実施有無に指定はありません。
新規利用者の受け入れについて	「4 応募の条件」(3)新規利用者については西東京市民を積極的に受け入れること、とあるが、受け入れ人数など具体的な数値目標は設けられているか。	具体的な数値目標は設定しておりません。
施設の光熱水費について	「2 物件の概要等」(3)実費の支払について、光熱水費の施設内での負担割合はどのようになるか。	面積按分で決定しています。当センターは、施設内に個別メーターを設置している事業所があるため、「全体使用量－各個別メーター分量」を面積按分して算出しています。また、事業所として個別メーターを設置する場合は、上記に加えて、設置分の個別メーター分量を負担いただきます。
建物設備の更新について	「2 物件の概要等」(4)施設の整備について、老朽化などによる施設内の建物設備の更新は、事業者の責任と負担で行うものとなるか。 また、建物設備が更新されるにあたり、長期の工事期間が必要になった場合、代替施設の借用についても事業者の責任と負担で行うものとなるか。	老朽化などによる建物全体の維持修繕及び設備の更新については、発注者で実施いたします。 代替施設の借用についてはご認識の通りです。